

# 納税猶予税額の内訳書

第8の8表 (修正申告用) (平成31年1月分以降用)

(単位は円)		被相続人				
<p>この内訳書は、次の相続税の特例の適用を受ける人が、相続税の修正申告において、修正申告書第1表の「納税猶予税額②」欄に記載する金額の計算のために使用します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地等についての納税猶予及び免除等 (租税特別措置法第70条の6第1項)</li> <li>2 非上場株式等についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項)</li> <li>3 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項)</li> <li>4 山林についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の6第1項)</li> <li>5 医療法人の持分についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の12第1項)</li> <li>6 特定の美術品についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の7第1項)</li> <li>7 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の10第1項)</li> </ol>						
		(氏名)		(氏名)		
区 分	④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)
農地等納税猶予税額 (修正申告書第3表・第8表2⑦)	① 00	00	00	00	00	00
株式等納税猶予税額 (修正申告書第8の2表2A)	② 00	00	00	00	00	00
特例株式等納税猶予税額 (修正申告書第8の2の2表2A)	③ 00	00	00	00	00	00
山林納税猶予税額 (修正申告書第8の3表2⑧)	④ 00	00	00	00	00	00
医療法人持分納税猶予税額 (修正申告書第8の4表2A)	⑤ 00	00	00	00	00	00
美術品納税猶予税額 (修正申告書第8の5表2A)	⑥ 00	00	00	00	00	00
事業用資産納税猶予税額 (修正申告書第8の6表2A)	⑦ 00	00	00	00	00	00
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧ 00	00	00	00	00	00
		(氏名)		(氏名)		
区 分	④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)
農地等納税猶予税額 (修正申告書第3表・第8表2⑦)	① 00	00	00	00	00	00
株式等納税猶予税額 (修正申告書第8の2表2A)	② 00	00	00	00	00	00
特例株式等納税猶予税額 (修正申告書第8の2の2表2A)	③ 00	00	00	00	00	00
山林納税猶予税額 (修正申告書第8の3表2⑧)	④ 00	00	00	00	00	00
医療法人持分納税猶予税額 (修正申告書第8の4表2A)	⑤ 00	00	00	00	00	00
美術品納税猶予税額 (修正申告書第8の5表2A)	⑥ 00	00	00	00	00	00
事業用資産納税猶予税額 (修正申告書第8の6表2A)	⑦ 00	00	00	00	00	00
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧ 00	00	00	00	00	00
<p>(注) 1 上記1～7の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除(租税特別措置法第70条の7の13第1項)のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、修正申告書第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を転記します。</p> <p>2 各人の⑧欄の金額を修正申告書第1表のその人の「納税猶予税額②」欄に転記します。</p>						